令和８年（フ）第７０２号
埼玉県所沢市西新井町19番７―205号　メゾン・ボヤージ２
債務者　原　　優也
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本間　由也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１２８１号
京都市北区小松原北町54番地35、前住所京都市北区平野鳥居前町55番地京都平野アーバンライフ202号
債務者　塩田　義惠
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　政典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前11時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１７号
広島県東広島市高屋高美が丘六丁目11番４号
債務者　重井　省三
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田小百合
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第６７０号
栃木県鹿沼市茂呂1976番地５
債務者　稲川　博一
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日向野　濯
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５６３号
埼玉県草加市氷川町2134番地８　草加氷川ローヤルコーポ801号、住民票上の住所及び主たる営業所鹿児島県姶良市西餅田49番地３
債務者　すみだ歯科医院こと　角田　隆規
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古谷　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６１３号
埼玉県草加市新栄１丁目11番地３　カーサクオーレ201号
債務者　富司　伸幸
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　伸司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２４８３号
横浜市保土ケ谷区権太坂１丁目４番１―402号
債務者　木村　雄輔
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井原　綾子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３８３号
埼玉県東松山市和泉町７番16号　レオネクストビイグラット２　104
債務者　山口　　丈
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　博久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第４６５号
相模原市中央区千代田４丁目４番５号　ポーロウニア千代田602
債務者　松浦　裕二
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１６２号
新潟県南魚沼市美佐島85番地83
債務者　戸田　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉真一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前11時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第５７４号
埼玉県越谷市大字大杉574番地３
債務者　小林　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須賀　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月12日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１３９８号
東京都板橋区舟渡２丁目16番２―501号
債務者　勝田正義こと　鄭　淳一（ＪＵＮＧ　ＳＯＯＮＩＬ）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角田　勝政
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年２月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第３８２号
函館市亀田本町40番23号
債務者　小島　宏之
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４１３号
函館市白鳥町21番21号
債務者　和野　裕希
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４３２号
函館市石川町２番地61
債務者　佐藤　　浩
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４３４号
函館市深堀町32番２―304号　深堀団地２号棟
債務者　佐々木郁恵
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４３８号
函館市昭和１丁目26番26号　エイダイフラット昭和２　105号室
債務者　小野　裕平
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
函館地方裁判所